

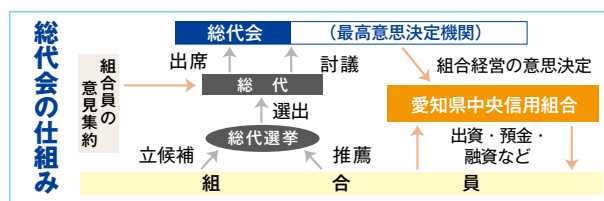
総代会制度

総代会制度について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神に基づく協同組合組織金融機関であり、組合員は、出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて組合経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が多く総会の開催が困難なため、「組合員の総数が200人を超える信用組合は、総会に代えて総代会を設けることができる」との関係法令に基づき、総代会制度を採用しています。

総代会は、組合員の中から各地区を代表して公平に選挙された総代により運営され、決算、理事・監事の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。



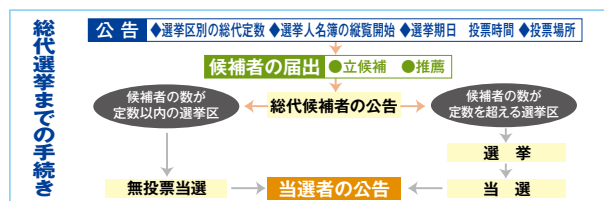
総代の任期、定数及び選出方法

(1) 総代の任期、定数

定款により、総代の任期は2年間、定数は100人以上120人以内と定められています。

(2) 選出方法

総代の選出は、選挙区ごとに、概ね各選挙区の選挙者名簿に記載された選挙者数に比例し、かつ選挙区ごとの所在地・職業の種類等を考慮して、組合員のうちから総代選挙規約に基づき選出されます。



総代会の決議事項の議事概要

令和8年6月24日開催の第73期通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

- 第73期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告、貸借対照表ならびに損益計算書の報告について

決議事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 第73期剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 第74期事業計画及び収支予算案承認の件 |
| 第3号議案 | 組合員除名の件 |
| 第4号議案 | 役員選任の件 |
| 第5号議案 | 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件 |

総代選挙区及び総代一覧

令和8年4月1日現在

選挙区	地区	取扱店・総代氏名(合計108名)		()内は在籍した任期の回数を表示
第1選挙区	碧南市 (合計49名)	本店(18名)	石川 清成 (3) 石川 太一 (3) 岡本 明弘 (12) 奥村 武博 (14) 長田 勝宏 (4) 亀山 裕一 (13) 金原 誓一 (5) 近藤 雅也 (3) 権藤 隆司 (2) 杉浦 昭尚 (12) 杉浦 準三 (11) 杉浦 裕二 (13) 鈴木 雅浩 (3) 鈴木 與士弥 (10) 角谷 直樹 (3) 永坂 誠司 (3) 棚田 重春 (8) 山下 裕久 (11)	
		辻支店(12名)	浅岡 裕之 (2) 石橋 嘉彦 (12) 板倉 達仁 (12) 大竹 義孝 (3) 岡田 衛 (8) 岡本 渉 (3) 片山 誠次 (7) 佐藤 一行 (1) 角谷 文夫 (3) 鏑本 達夫 (13) 原田 均 (7) 藤田 浩 (1)	
		みなみ支店(14名)	岩月 宏昌 (2) 大竹 密貴 (1) 小笠原 直行 (1) 小笠原 裕二 (4) 加藤かをり (1) 加藤 毅 (1) 榊原 周治 (15) 杉浦 和正 (9) 杉浦 敏夫 (3) 角谷 榮治 (13) 角谷 和行 (2) 新美 慶太郎 (3) 新実 好貴 (3) 三嶋 卓夫 (8)	
		旭支店(5名)	石川 時嗣 (12) 片山 昇一郎 (3) 斎藤 謙一 (4) 杉浦 邦彦 (6) 服部 三千子 (11)	
第2選挙区	高浜市 半田市	高浜支店(8名)	石川 定次 (10) 岩月 敬雄 (11) 岩月 義成 (6) 神谷 政光 (3) 神谷 保男 (15) 熊崎 泰吉 (3) 杉浦 久美 (1) 前沢 一則 (3)	
第3選挙区	刈谷市、大府市、 知多郡東浦町・阿久比町	刈谷支店(7名)	岡本 博司 (8) 滝 顕治 (3) 野々山 政孝 (3) 平野 和敏 (1) 藤本 博文 (9) 正木 稔 (3) 宮田 知並 (3)	
第4選挙区	安城市 岡崎市	安城支店(8名)	岡村 智広 (9) 奥嶋 正衛 (3) 神谷 和憲 (4) 神谷 英之 (7) 下村 幸夫 (2) 成瀬 介宣 (3) 宮園 武志 (3) 山本 哲也 (2)	
第5選挙区	西尾市 (合計18名)	西尾支店(6名)	石川 潔 (11) 石川 典央 (8) 今井 大介 (1) 稲垣 淳 (3) 小田井 博茂 (14) 加藤 正和 (3)	
		西尾東支店(7名)	池田 茂美 (6) 小笠原 啓介 (8) 岡田 裕明 (10) 加藤 充寛 (1) 小島 慎二 (8) 林 和哉 (11) 細井 恵太 (1)	
		吉良支店(5名)	安藤 寛一 (5) 兼子 守泰 (5) 神谷 雅章 (6) 竹内 直之 (5) 松崎 秀実 (5)	
第6選挙区	知立市、豊田市、 豊明市	知立支店(6名)	池田 滋彦 (11) 石川 智子 (3) 加藤 銀朗 (11) 近藤 由幸 (3) 角谷 彰一 (4) 毛 受美 佐子 (6)	
第7選挙区	蒲郡市、豊川市、 額田郡幸田町	蒲郡支店 (12名)	太田 行彦 (5) 小池 高弘 (11) 杉山 修平 (5) 鈴木 幹夫 (5) 鈴木 礎 (5) 鈴木 康仁 (5) 竹内 一之 (5) 遠山 昌志 (5) 徳永 幸一 (5) 中西 隆則 (9) 舩井 宏昌 (6) 吉岡 照政 (7)	

総代の属性別構成比

(敬称略、五十音順)

職業別	個人	0.93%	個人事業主	6.48%	法人役員	92.59%
年代別	30代以下	0.93%	40代	8.33%	50代	28.70%
	60代	25.00%	70代以上	37.04%		
業種別	製造業	28.97%	不動産業	15.89%	卸売業・小売業	15.89%
	建設業	14.02%	運送業	2.80%	その他サービス業	22.43%



報酬体系について

1.対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期 c. 算定方法

(2)役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	48,156	77,000
監 事	9,720	13,000
合 計	57,876	90,000

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 支払人数は、理事8名、監事2名です。
 3. 使用人兼務理事2名の使用人分の報酬は、7,245千円です。
 4. 上記以外に支払った退職慰労金及び役員賞与金は、理事・監事ともありません。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。
 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。